

1. 糸満市の持続可能な地域公共交通の形成に向けた基本的な方針

1-1 地域公共交通の必要性

(1) これまでの取り組み

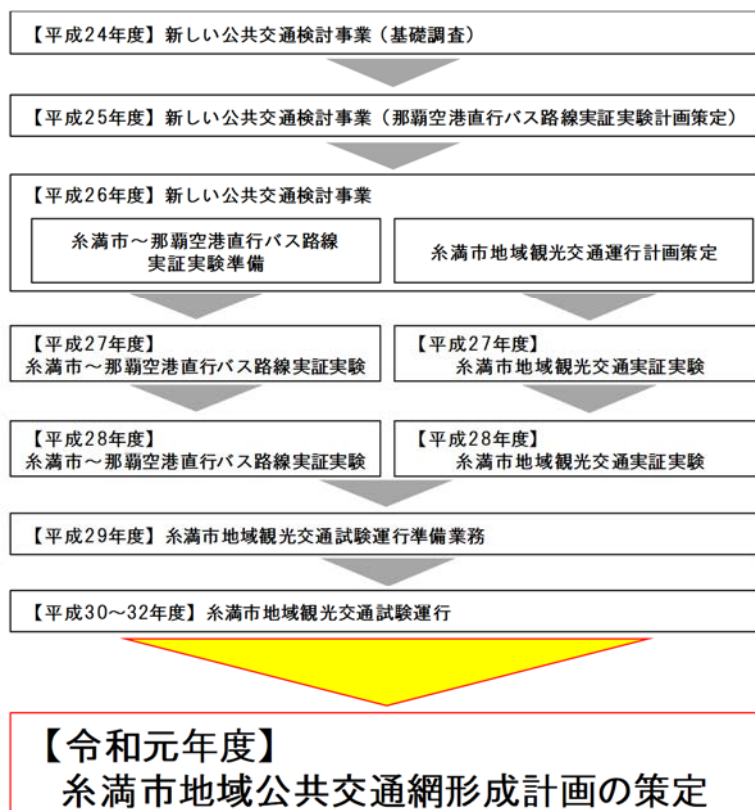
糸満市では平成24年度から新しい公共交通の検討事業を開始し、住民代表者や有識者、市内民間事業者等を委員とした地域公共交通会議を組織し、市内の公共交通のあり方について議論を重ねてきました。

平成27～28年度には糸満市～那覇空港直行バス（愛称：いとちゃんバス）及び糸満市地域観光交通（愛称：いとちゃんmini）の実証実験を実施し、利用者や住民、事業者向けにアンケート調査を行いました。

実証実験の検証結果を基に、平成30～32年度にかけて本格運行に向けた課題整理を行うことを目的に、地域観光交通（いとちゃんmini）の試験運行を開始し、平成30年10月には市内公共交通の一部再編を実施してきました。

今後、持続的な糸満市の公共交通を検討するにあたっては、市の現状や問題点、交通課題等を踏まえた上で、中長期的視点で様々な公共交通を網羅したネットワークを面的に形成することが重要です。

そこで、糸満市では地域全体の公共交通のあり方や課題を整理し、公共交通の役割と目標を定め、目標達成に向けた住民・交通事業者・行政等の役割を明確にすることを目的に「糸満市地域公共交通網形成計画」を策定しました。



▲「糸満市地域公共交通会議」開催の様子



▲「実証実験住民説明会」開催の様子（H26）

▲これまでの糸満市の取り組み

(2) 国の動向

近年の自動車社会の進展や人口減少、少子高齢化など、公共交通をとりまく状況は厳しさを増しており、全国的にも公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が地域公共交通利用者の減少につながるなど、「負の連鎖」に陥っている状況です。

一方、地域公共交通の維持・改善は交通分野だけにとどまらず、まちづくり、観光、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野に大きな効果をもたらします。しかし、地域によって抱えている課題は多様であり、解決すべき課題が異なれば地域における公共交通の必要性やあり方も異なってきます。

平成 25 年 12 月に施行された「交通政策基本法」では、地方公共団体が中心となってまちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築することが求められています。

さらに、地域戦略の一環として、持続可能な公共交通ネットワークの形成を進めるには、地域の総合行政である地方公共団体（市町村）が主体となって検討をする必要があるとされています。

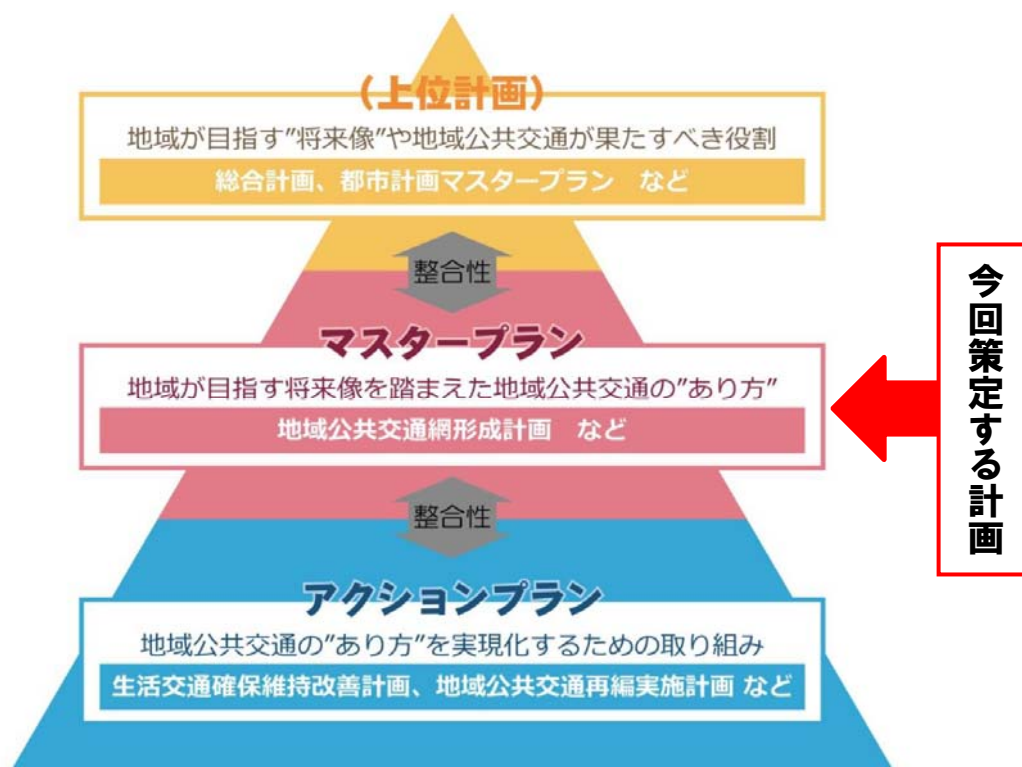
以上の背景を踏まえ、国が「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以降、活性化再生法とする）」を平成 26 年 11 月に改正したことにより、地方公共団体等が主体となって「地域公共交通網形成計画」が策定できるようになりました。

(3) 地域公共交通に関する計画

法律や制度などに基いた地域の公共交通に関する計画としては、「地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通再編実施計画」「生活交通確保維持改善計画」などがあります。

「地域公共交通網形成計画」は、地域公共交通の“あり方”などを示す『マスタープラン』的な役割を持った計画として位置付けられます。一方で、「地域公共交通再編実施計画」や「生活交通確保維持改善計画」などは、マスタープランで示された“あり方”を実現化していくための『アクションプラン』のようなものにあたります。

これらの計画は、市の「総合計画」や「都市計画マスタープラン」などの『上位計画』で示されている「地域が目指す将来像」などと整合が図られることはもちろん、計画相互の整合性にも十分に配慮しながら策定していく必要があります。

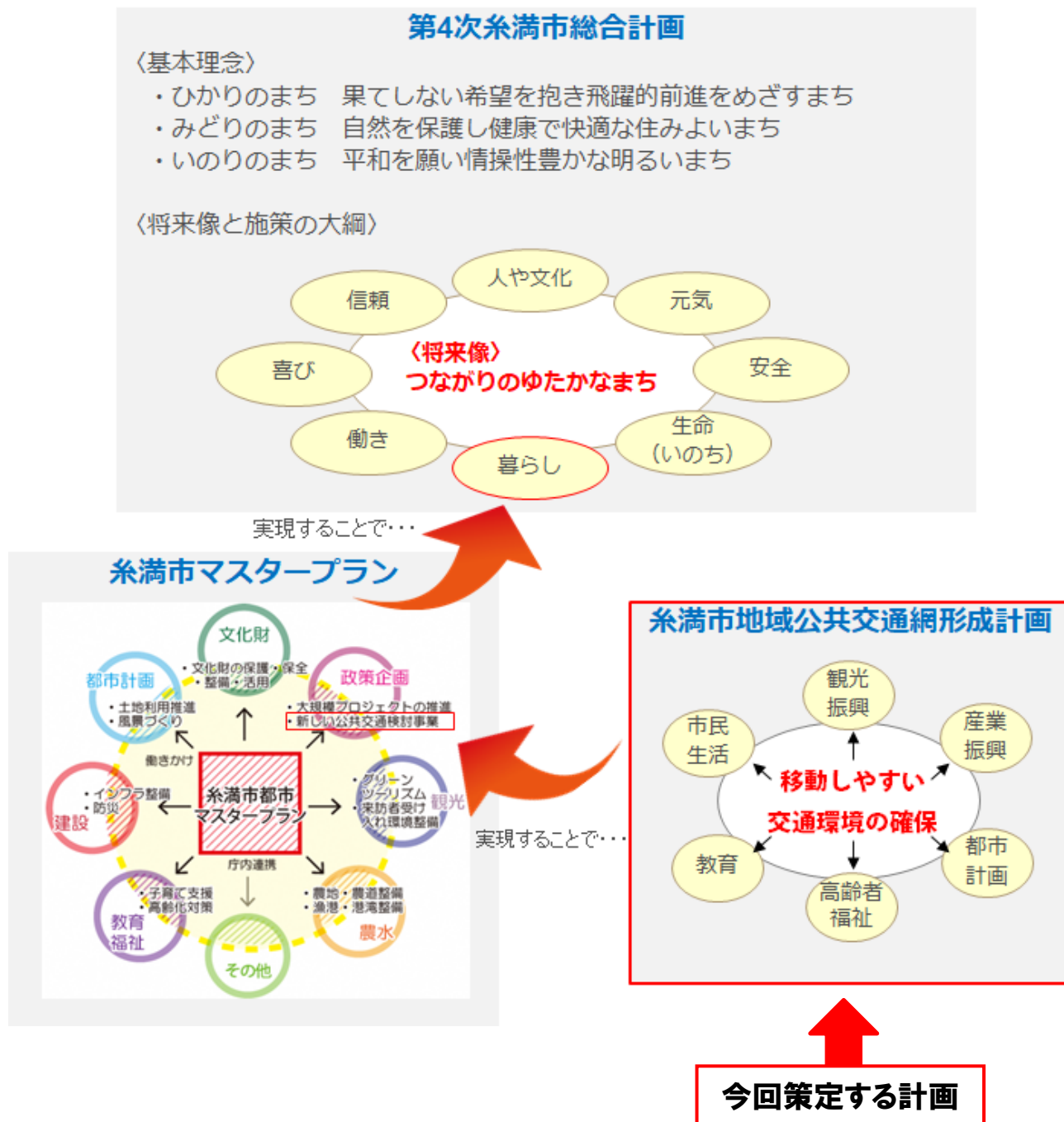


▲公共交通関連計画の体系（概念図）※参考：国土交通省九州運輸局「なるほど!!公共交通の勘どころ」

（４）糸満市における「地域公共交通網形成計画」の位置づけ

活性化再生法（第５条）では、「地域公共交通網形成計画」とは、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものとされています。この計画を策定することで、地域の取組が計画的に進められ、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることを目的としています。

糸満市では、「地域公共交通網形成計画」を上位計画である糸満市マスタープラン（H30年８月）の将来像である「つながりが生み出す新しいまちのカタチ～ネットワークによる都市機能の再編に向けて～」を実現するために、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとして位置づけます。



▲糸満市の上位計画における網形成計画の位置付け

(5) 本計画策定の経緯

